

○議長（石橋英和君）順番3、7番 中西君。

〔7番（中西峰雄君）登壇〕

○7番（中西峰雄君）早速ですけれども、一般質問をさせていただきます。私の今回の質問は、大きくは2点であります。

まず最初の質問は、行政サービスと市民負担についてという大きなテーマを掲げさせていただきます。

私が個人的に感じるところで、現代社会において、格差社会とか格差の拡大という言葉が社会問題としてマスコミ等でも取り上げられることがございますけれども、個人的にも、やはり格差が拡大している、あるいは格差が固定していつている社会になっているんじゃないかなというふうに感じるものが多くあります。また、子どもの貧困率、OECD諸国の中でも日本国は大変高くなっているというふうにもお聞きしております。

その中で、行政サービスと市民負担のあり方といたしまして、国民健康保険税や保育料のように応能負担、負担能力に応じた負担、所得の高い方にはより重い負担、低い人にはより軽い負担のものもありますけれども、一律に無料、あるいは一律に大変軽い負担のものも多くございます。

負担が軽いということは、広く市民に喜ばれることなんですけれども、国もそうですし、私どもの地方自治体もそうですけれども、財政が大変逼迫してきております。良くなってきておりません。そんな中で、本当にそれでいいのかなというふうに感じるわけです。

民主主義国家というのは、常にポピュリズムからの圧力といいますか、それを受けて、つついポピュリズムになりがちなところが

あります。そういう傾向も踏まえまして、この行政サービスと負担のあり方として、基本的にどういうふうにお考えなのか。どういうふうに分けられているのかという基本的なところをお尋ねいたしたいというふうに考えております。

2番といたしましては、一律に無料あるいは一律に軽い負担の行政サービスというのはいくつかあるんですけども、小さなことかもしれないんですが、一つずつ聞いていきたいと思っております。子どもの医療費もそうですし、コミュニティバスの高齢者の方の一律無料化というのもそうです。あるいは検診の費用、あるいは予防接種の費用もそうですが、これは基本的に所得に関係なく一律に低い負担になっております。それから、低いということであれば、紀望の里の入浴料なんかも普通の銭湯、まちの銭湯から見ると大変低く、一律に決められております。このあたりもどうなんかなということでもあります。

次、3番目といたしまして、これは大変大きな課題なんですけれども、扶養義務者、民法上は三親等内の親族には扶養義務というのが定められております。にもかかわらず、たとえば親子であっても、世帯分離をすることによってサービスの受給者の所得が低ければ、あるいは非課税世帯であったりして低ければ、サービスに対する負担も低くなっているというものがいくつかございます。

例を挙げますと、保育料、介護保険、国民健康保険税、それから介護保険料、特養等施設への入所料、利用料、あるいは先ほどお話しにございました市営住宅の入居資格とか家賃も、一応、応能負担になっているわけですが

ども、そのあたりが世帯分離によって、たとえ子どもに1,000万円の所得があっても、世帯分離をしてサービス受給者に所得がなければ大変低く抑えられるということになっていることについて、どう対応されているのかということをお尋ねいたします。

2番目ですけれども、大きな2番ですが、これは定期借地権による人口増加策、転入増加策についてということで、人口減少問題に対して具体的に取り組んでいく一つの施策のアイデアを提供させていただきたいなというふうに思います。

当然、人口減少に対応する最も大事なことというのは、総合的に暮らしやすい、住みやすいまちをつくっていく、あるいは就労の場をつくっていくという、総合的なまちづくりということが一番大事なわけですけれども、それ以外にも個別の政策というものが必要なんじゃないかなということで、簡単に言いますと、市外からの住宅購入者、市外からの転入を図っていこうということで、住宅購入に対して土地代、土地を市で買ってしましましょうと。例えば2,800万円の土地付き住宅の新築住宅があるとして、その1,000万円分はもう市で買ってしましましょうと。で、購入される方は、だから2,800万円本当はかかるんですけども1,800万円で買えますよと。しかも、自分が持っているのと同じだけの利用価値がありますよという制度です。

大変購入者にとっては魅力的な政策になると思いますし、市にとっても決して損にはならないと思っています。というのは、バランスシートでいいますと、キャッシュで1,000万円で土地を買っても固定資産として1,000万円残っているわけで、それはバランスシート上は損にはならないというのが1点。もう一点は、じゃあその借地料どうするんかということなんですけど、借地料は、その土地の固

定資産税相当分を借地料として頂戴すると。で、上物の価格の固定資産税は当然いただく。固定資産税としても、普通の住宅が売れた場合と同じだけ入ってきますし、それと大きいのは、よそから転入していただいたときに、市民税、地方税が、普通のサラリーマン世帯であれば10万円ぐらいかなと思いますけども、それぐらい入ってくる。それに標準的な学齢期の子どもさんがいらっしゃる4人家族であれば、交付税が20万円以上恐らく入ってくるだろうというふうに思います。そうすると、市外からそういうしっかりとした若い世帯が入ってきていただけますと、年間で約40万円ぐらいは市の歳入として見込める。10年たてば400万円です。30年たてば1,200万円になりますので、長期で見たときには、大変市にとっても損はないかというふうに思います。

やはり、橋本市というのは住宅衛星都市ですので、ほかのまち、例えば河内長野、狭山、富田林、あるいはこの周辺の九度山、五條、高野あたりと比べて、橋本で住宅を購入することがよそで買うよりも圧倒的に有利であるという、そういう住宅購入者にとっての大きな魅力の創出をしていくべきではないのかなというふうに考えるわけです。

あるいは、これはいろんなパターンといたしますか、バリエーションが考えられるわけですし、新築住宅もそうですし、今、空き家の問題がマスコミ等でも出てきておりますが、市内でも先行した住宅地では空き家がかなり出てきております。かなり安価になってきておりますが、例えば城山台あたりですと、中古住宅で約1,200万円とか1,500万円までで中古住宅が出てきております。そのときに、その中古住宅の土地を市が買います。600万円とか700万円になるかなと思うんですけども、そうしますと購入者はもう700万円、800万円で

中古住宅が買えちゃうわけですね。それにリフォーム費用を足しても1,500万円までで買えちゃう。1,000万円強ぐらいで中古住宅が買えるようになる。そのときに、いろんなパターンなりバリエーションが考えられるといいますのは、例えば、住宅のリフォームを市内の業者に限定をする、工務店に限定をします。そうすれば、それだけ市内の仕事が増えることにもつながります。

これは、例えば割れ窓論というのがあります。窓のガラスが割れていると、どんどん窓が割られて荒廃していくというのがありますけれども、住宅地にも同じようなことが言えるのではないかなと思ってます。空き家があって放置されている。あるいは、空き地があってそこに草がぼうぼうと生えているというようなところが1箇所でも、あるいは2箇所でもありますと、その住宅地の価値がどんどん下がっていくというようなことがあると私は思います。そんなときにも、これは取り組みの仕方かと思えますけれども、一つの案になるのではないかなというふうに思います。

ポイントは何かといいますと、要するに住宅を、市外から住宅を、市外の人で住宅を買いたいとお考えの方々に、魅力的なそういう住宅の商品の設計ができるかどうかということです。この一点です。それが今売り出し中の優良宅地であるかもしれないし、あるいは従来からの住宅地であるかもしれないし、あるいは過疎地での田舎の場所であるかもしれないけれども、その市外の方々にとって魅力的なものにできるかどうかというのがポイントです。

私は、この応募資格につきましても、市外の方に限定をしたいと思えますし、家族のある方、ちゃんと収入のある方に限定をして、応募資格を決めたいなど。そして、たくさん応募があれば、その応募いただいた方の中で、

面接ぐらいして入居者を決めるぐらいのことにしていきたいなというふうに個人的には考えております。こういう一つの案について、決してこれに対しまして何億円もお金をかけるということはできませんけれども、PDCAを回すということでもいいまして、最初二、三件からでも取り組みをしていただければどうかなというふうに考えますので、ご答弁のほう、お願いいたしたいと思えます。

簡単ですけれども、壇上からの質問は終わらせていただきます。

○議長（石橋英和君）この際、7番 中西君の一般質問に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

7番 中西君の質問項目1、行政サービスと市民負担に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）1点目の「行政サービスと市民負担についての基本姿勢」についてお答えします。

本市では、行政サービスの受益者負担として、施設利用や証明書発行など特定の行政サービスについて使用料、手数料、負担金や実費の徴収を行っています。その目的は、サービスに係る経費の一部を利用者が負担することにより、利用していない方との間での負担の公平性、公正性を確保することです。

また、厳しい財政運営の中、受益者からの使用料などは貴重な自主財源となっています。負担額の決定にあたっては、市民から納得

の得られる合理性や透明性を確保することが必要であると考えます。また、行政サービスには、道路、公園など日常生活に欠かすことのできない公共性の強い、いわゆるユニバーサルサービスと呼ばれるものから、特定の市民が利益を享受し、日常生活において選択的なサービスや民間に類似サービスが存在するものまでさまざまであることから、サービスの性格により市民の負担割合を決定する必要があると考えます。

現在、本市では行政改革推進の一環として、主に公共施設の利用にあたっての「使用料・手数料に関する基本方針」に基づき、これら使用料等の適正化に向けた取り組みを行っているところです。

さきにも述べましたが、本市の基本姿勢は市民負担の公平性、公正性を確保することであり、今後これらの考え方を総合的に判断し、各行政サービスの市民負担額の適正化を進めていきたいと考えています。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）無償あるいは一定の負担をいただいて行政サービスを提供している事例についてお答えします。

各事業の利用者負担は、事業の性格、事業の位置付け、事業の行政目的などを考慮して設定し、運用しています。

具体例を挙げますと、健康関連としてのがん検診事業については、個人が任意に受ける任意検診ではなく、地域に着眼した対策検診として位置付け、国の交付税措置を受けて公共的な事業として実施していることから、受診率を高め、実効性を確保するため、負担額を少額に設定し、また、一般的に所得が少ないと考えられる70歳以上の方については無償としているところです。しかし、がん検診のうち内視鏡検査につきましては、国の指針に

含まれていないこと等から、受診者の負担の見直しを行う必要があると考えています。

予防接種についても、予防接種法に基づく定期予防接種の場合、対象疾病により、また、予防接種の種類などにより、無償あるいは少額の一部負担により実施しています。

次に、乳幼児、小学生及び今後取り組み予定の中学生の医療費無償化については、一定の所得制限を設けた上で、子ども・子育ての行政目標に沿い、また、魅力ある制度の運用を通し、地域住民の定着化や新住民の流入が期待できることなどを考慮し、実施しているところです。

老人福祉サービス面では、市の事業として位置付け、実施している介護予防事業、地域ふれあいサロン事業は無償で利用していただいています。また、所定の介護認定を受け、市民税非課税世帯であれば、一定額の紙おむつ給付券を交付する制度もあります。

交通弱者への交通手段の確保、高齢者、身体障がい者等への福祉施策の観点から、75歳以上の高齢者及び身体障害者手帳等をお持ちの方は、無料でコミュニティバスをご利用いただける制度もあります。

次に、扶養義務者が一定の所得があるにもかかわらず、世帯分離により負担が軽くなっているものがいくつかあるとのご指摘についてお答えします。

社会保険である介護保険、国民健康保険などにおいては、その保険料の賦課や保険給付の際の負担額が、世帯分離を行うことにより軽減されることがあります。

負担額軽減の目的だけで世帯分離を行うことは不適切であると認識していますが、社会保険制度自体は法規などにに基づき運用されているところですので、世帯分離があれば、それに基づき事務処理を行わざるを得ないのが実情です。

保険制度自体が世帯分離を助長している側面もあるかと考えられる一方、保険者としても、保険運営上、給付に充てるための財源の減少や給付費用の拡大につながることであり、苦慮しているところです。

今後、対応策を模索するとともに、国等に対し、問題の提起と社会保険制度の見直し等も視野に入れた要望を行ってまいりたいと考えます。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

〔市民生活部長（石井美鈴君）登壇〕

○市民生活部長（石井美鈴君）次に、「民法上の扶養義務と世帯分離」については、民法第877条に「直系親族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。」とあり、直系血族と傍系血族相互間は当然に扶養義務を負う関係とされています。

また、住民基本台帳事務処理要領において、「世帯」とは「住居と生計をともしする社会生活上の単位である。」と位置付けられ、これに基づき市民課で住民登録をしているところです。

現在の社会生活においては、民法でいう「扶養義務」があるものの「居住」や「生計」は別である家族、また、「居住」は同一であっても「生計」が異なる世帯や、親族関係ではないが「生計」を一にし「世帯」を同じくしている方等、さまざまな世帯の形態があります。

住民異動の際、特に世帯分離の申し出については、窓口において世帯の意義を伝え、生計を異にしていることを確認の上、住民異動届を受理し住民登録事務を進めていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）7番 中西君、再質問ありますか。

7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）まず1番について再質問します。

細かく詰めていきたいんですけども、時間の関係もありますので、ぱぱっといきたいと思えますけども、要するにこの質問はなぜしているかといいますと、亀井静香さんという国会議員さんいらっしゃって、私は決して好きな人ではないんですけども、鳩山さんのお孫さんにまで子ども手当というのはいかなものかというような、これは名言だなと思って頭にちょっと残っておるわけですけどね。そういうことです。

そういう、どういうんですか、格差社会といえますか、格差が固定化していると私は感じているわけですけども、高齢者であるからといって、皆さん生活に困っているわけではありません。むしろ高齢者になれば格差が拡大しているというのは事実かと思えます。

あるいは、子育て世代もそうございまして、子育て世代がみんな、子育てをするのに生活に困っているかという、そうではなからうというふうに思うんです。そういうときに、一律に子育て世代であるから、あるいは子どもがいるから、そのサービスは低廉あるいは無料にしましょうよとか、あるいは高齢者、コミュニティバスもそうかもしれませんが、については無料にしましょうよという、こういう行政というのは、個人的にはポピュリズムに近い、ポピュリズムと言ってもいいぐらいのものではないかなというふうに思います。

ですから、ここで一つ一つ取り上げていきたいんですけども、言えるのは何かといいますと、行政のあり方として、基本的に応能負担といえますか、受益者の応能負担という範疇に属するサービスというものを、範疇を大きくしていくと。そうでない均一な、低廉な、あるいは無料のサービスの範疇というものは大きく言って縮小していくべきではないのかなというふうに思いますが、基本的にその辺

はいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君） 副市長。

○副市長（森川嘉久君） 本市の財政状況は厳しいということは、以前から何度も申し上げておるような状況でございまして、その中で、今、議員おただしのおり、応能負担の割合を高めていくべきであるという趣旨のご質問かというふうに思いますが、それはそのとおりであろうかというふうに思います。

ただし、応能負担の場合、どういう形で行政実務的に、その負担額をどういう形で確定するかということがございまして、かなり今、後半のご質問でもあるわけでございますけども、制度的に応能負担をきちっとした形でどういうふうに把握していくか、応能という考え方をどういうふうに定義していくかということで、かなり難しい点がございまして。

そういうことになってきますと、先ほどもご答弁させていただきましたように、経常的に行われる福祉サービス等でありまして、これは相互の助け合いということもございまして、保険サービスもそうでございますけども、基本的に、能力のある方には多く負担していただいて、低所得の方を相互に助け合いをしながら制度を維持していこうという考え方になってこようかと思うんですけども、比較的一過性のサービスになってきますと、これは先ほども、はじめのご答弁で申し上げましたが、手数料等のサービスになってきますと、その段階で応能、負担能力をどういうふうに判定するかという行政の実務的な面もございまして、なかなかそれがコスト等の関係もございまして、応益負担という形で、頻度の少ないサービスについてはせざるを得ないという形の面もございまして、先ほど出ておりましたユニバーサルサービスですと、当然のことながら、これは皆さん所得の高い方にとっても、本来税金で賄われておるサービ

スという点もございまして、そういうサービスに関しては、やはり応益負担ということにくっついていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

ということで、質問のご趣旨はそのとおりであろうかというふうに思いますし、今後、なお財政が厳しくなると、そういうことでコストとの均衡になってこようかとは思いますが、そういう方向性はそのとおりということを感じておるところでございます。

○議長（石橋英和君） 7番 中西君。

○7番（中西峰雄君） 方向性は同じくしていただいてるのかなというふうに思います。

具体的に、ちょっとこれは私、個人的にいかがかなと思うものをいくつか壇上でも申し上げましたけど、例えば、紀望の里の入浴料、これは大変利用者が多くて喜んでいただいているのかなというふうに思いますし、また、補正予算でも増築強化されるということもお聞きしておりますけども、たしか250円。まちの銭湯よりも安いんですね。まちの銭湯は、だいたい大都会ですと460円、80円、安いところでも四百二、三十円ということですから、大変低廉なサービスかと思えます。

それで賄えてればいいんですけども、全然賄えてなくて、年間に800万円も、何百万円も補填をしていっているサービス。利用者も多いにしても、ユニバーサルサービスとは言いかねるサービスについて、こういうサービスを継続していかれるのはいかがなものかなと思えますが、それと、例えば紙おむつにしても、地域によっては所得制限でされているところもありますし、それと個別に言いますと、予防接種はまあまあ、あれですけども、例えば胃がん検診にしましても、コストに対して大変負担が軽い。1,000円ですか。コストは1万8,000円か2万円弱ほどかかってるんですね。それが1,000円で受けられると。しか

も、国が認めているというか、国が推奨しているのはバリウムによるレントゲン検査。ところが本市のほうは胃カメラも1,000円で受けられると。これは国のほうで全然勧めていない。しかも、この受診率にも勘定されないというサービスについて同じく1,000円であるというのは、これはいかがなものかなというふうに感じますが、個別に、それと言いますと、コミュニティバスも、先ほど申し上げましたように、高齢者であるから皆生活に困っているわけじゃないんです。

だから、そこのコストとの、実際の行政的にどこで切り分けするのか、あるいは所得の把握をどうするのかという、実際上の運用上の課題はあるにしましても、これはやはりいかがなものかなと思いますし、それと、子どもの医療費の無料化にしましても、夫婦で800万円、1,000万円の所得がある方の子どもさんの医療費も無料だというのは、これはいかがなものかと。今900万円ですかね。900万円以上から800万円以上の方は負担があるんですかね。それにしても、普通サラリーマン世帯の平均世帯収入は四百数万円と言われている中で、例えば500万円も600万円も収入のある方のお子さんの医療費も無料化であるというのはいかがなものかと思いますが、いかがですか。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）ご承知のとおり、紀望の里の温浴施設は広域ごみ処理場の条件整備として設置しております。広域ごみ処理場を建設する際に、運転稼働するにあたって地元の住民が最も心配、懸念したのが風評被害でした。周辺には農地が非常に多くて、あの地域でとれた農産物はもう買ってもらえないんじゃないかという、そういう心配がありました。そういう意味から条件整備として、できるだけ人が集まってくれる場所にするこ

とによって、その不安を払拭していきたいという、そういう要望から、温浴施設をつくって料金を比較的安くした、そういう経緯があります。

うれしいことに、予想をはるかに超える集客が現在ありまして、来年度、施設の一部を増築したいというふうに考えております。そのタイミングで経費、支出、収入をシミュレートしまして、適正な料金に改正していきたいと考えております。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）健康福祉部のほうから、紙おむつのお話がありました。紙おむつの支給要件が、要介護認定と所得税非課税世帯という、この要件を課しております。所得の少ない方という要件が一応入っております。

続きまして、胃がん検診でございます。胃カメラ、これ、答弁の中でも申し上げましたが、いわゆる内視鏡検査につきましては、議員ご指摘のとおり、指針の中に、国の指針に入っておりませんで、これにつきましては見直しを検討していくというふうに現時点、考えております。

次に、医療費の無償化で所得制限でございますが、扶養家族によって違うんですけども、所得ベースで570万円となれば、やはり800万円、850万円ぐらいの収入ベースになるのかなと。ただ、これにつきましては、先行してございました県の乳幼児の無償化の所得制限をそのまま流用しているというのが現状でございます。引き続きこれについては検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（柘谷俊介君）コミュニティバスのお話でございますが、先ほど答弁でもありましたように、75歳以上の高齢者及び身体障

がい者は無料、それから、その他の皆さんから徴収しているわけですが、コミュニティバスの趣旨からしますと、公共交通機関のカバーできない地域を補完するという、市民の足という設立趣旨からしますと多くは取れない。先ほど言われましたように、高齢者でもお金を出せるというお話もごさいますが、今のところ、事務手続き上は応能負担ということもありますが、事務上ちょっとなかなか難しい問題もごさいますので、この二つに分けて、無料とそれから徴収という形で考えていきたいと思ひます。

このままこの制度を継続していけるかといひますと、なかなか国の補助金等も減っておりますし、それから、料金徴収につきましても、そんな多額を徴収するわけにいきませんので、今後時期を見て、料金についても考え直さなければならぬ時期が来るのではないかと考えております。

以上です。

○議長（石橋英和君）7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）実際、事務手続き上、コストに合わんという部分もあるんかなと思ひますけども、基本的に応能負担といひますか、受益者負担の範疇はできるだけ増やして、そうでないものを縮小していくという方向性をしっかり持ってやっていっていただきたいなというふうに要望します。

次の、扶養義務者がいるにもかかわらず世帯分離と。これはもう本当に社会の不合理、理不尽だと私、感じてます。税金の十五三一はもっと不合理かもしれませんけども、要するに、世帯分離をしてしまうと親族、親子でいくら収入、財産があっても低廉な負担で済んでしまうというのはおかしいと素朴に思ひます。

で、国の制度あるいは法上、少なくとも親子兄弟ぐらゐまで、負担を決められる際に、

応能の判断をされるときに、そこまでなぜ勘案できないのかということをお教えいただきたい。これ、国保料なんかですと何十万円も違つてきますし、介護でも何万円、あるいは施設入所でも入所資格自体も変わつてくるし、それから施設入所料自体も何万円も変わつてくる。トータルでいうとものすごく大きな金額になつてくるもの、可能性が大いにあるというものなので、本市がそこまで勘案した所得というものや、負担を求めることができない法的な根拠というものを教えていただけませんか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）主立った社会保険として、介護保険と国民健康保険の例でちょっとご説明したいと思ひます。

まず、介護保険法、国民健康保険制度につきましても、この世帯ということについて、法定された部分はおさしません。ただし、国等の運用解釈、解釈論の中で、どちらも世帯というのは住所と生計、同居と生計という二つの点に着目して、どちらも一緒であれば世帯ですという解釈をしております。これは住民基本台帳法上の世帯の解釈と同一ということで、実務上、運営上、住民基本台帳法による世帯によるという運用がなされているということでごさいます。

実際、いわゆる事務技術上、これ以外の運用が現時点ではできないというのが実態でございまして、そういう意味で、世帯分離されたら、そういう事務をせざるを得ない実情ですという答弁につながつておるとのことでごさいます。

○議長（石橋英和君）7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）一つだけちょっと感想みたいなことをお聞きしたいと思ひんですが、これ、ものすごく不合理な制度だと思ひになりますか。例えば、親に不動産なり何な

りの財産が何千万円もありますよと。子どもはそれを相続する権利がありますよね。で、子どもが例えば東京、大阪、あるいは市内でも離れたところに住んでいて、そこそこの生活をしていますよと。でも、世帯別やから、親のいわゆる医療、社会福祉の部分の費用というのは、これは社会が担ってくださいよとやっておいて、で、親が亡くなると財産はそのまま相続すると。まあ5,000万円までは無税ですね。という、全く本当に社会の不合理的だと私は思うわけです。運用解釈では、それは同居、生計を一ということですけども、事務技術上それしかできないということなんですけど、法上できないというわけでもないということですよ。だから、法上できないということであれば、本市がそういう運用をしても別段おかしくはないということですよ。よろしいんじゃないでしょうか。

これは、本当に国もいかにけん考えていかなあかところなんですよね。福祉・医療のお金がどんどん膨らんでいっての中で、こういう親族、親子の間で片一方にきちっと収入所得がある、財産があるにもかかわらず、低廉なサービスということで済んでしまう。それを国民がみんなで担っていってると。それは、本当に必要な社会的な弱者と言われる方々に対して、手厚い保護をしていくということにも妨げになっていってるといふうに感じますので、これ、国がもっと考えないかところですけども、私ども自治体のほうでも、そういうふうにはやっぱり取り組んでいけるのであればいくべきではないのかなと思います。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、違法・適法の考え方なんですけど、法的にそういう定めがないという点からいって、それ以外の運用をしてもたちまち違法とは判断されないと、

こういう趣旨でございます。ただし、現実上、事務技術上、実際これ以外の運用ができないと。現実としてできないということを申し上げました。

次に、世帯の考え方につきましては、社会的な、いわゆる応能部分の考え方については、確かに、こういうふうな保険制度自体がそれを助長している面もあろうかと思いますが、本来、世帯というのは、いわゆる家族間、いわゆる各個人の価値観にもよるところもあるのかなというふうに考えますと、直ちにこれが良い悪いという申し上げ方もできないというふうに思います。

以上です。

○議長（石橋英和君）7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）本当にこれ、不合理的な世界だと思うんですけども、一つ、じゃあ具体的に本市の運用上のことを聞きますけども、じゃあ同居しているよと。同居と生計を一にしているという基準でやってますよということなんですけども、実際の行政執行上、そこまできちんとできているんかと。やってないでしょう。やってないですよ。間違いなしに。じゃあやってない、やってないとして、これからどうされるんですか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）実態調査のことをおっしゃられると思うんですが、市民課におきましては実態調査するという権限はございます。ただし、その中には、そこに住んでいるかどうかとかいうようなもの、そこに居住実態があるかどうかという調査でありまして、生計までの調査は法の中には含まれておりませんので、そこまではしていないというのが現状でございます。

○議長（石橋英和君）7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）先ほど、同一世帯かどうかの基準は、同居と生計を一にしていると

いうことだとおっしゃいました。こればかり時間使いたくないんですけども、やはり同一世帯であるか、生計を一にしているかどうかというところは、もう少しきちっと調べないとだめなんじゃないでしょうかね。というのは、例えば、上下水道、ガス、このあたりを、別になっているかどうかとかですね。そういうところまできちっと調べる必要があるんじゃないかなというふうに思います。それは指摘だけさせていただきますから、今後取り組みを期待したいと思います。

本当はもっともっと詰めた議論をしたいんですけども、もう一問ありますし、時間もございませんで、2番に移っていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、定期借地権による人口増加策と転入増加策に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）「定期借地権による人口増加策・転入増加策」についてお答えします。

本市では、平成24年度末に橋本市長期総合計画後期基本計画を策定し、人口減少と歳入減少対策について、「魅力向上施策」と「行政体力向上施策」の2本立てで取り組むこととしています。

このうち、魅力向上施策の一つとして、定住・移住促進対策があり、橋本市が住みやすく愛着と誇りが持てるまちづくりを進め、また、地域資源を生かし、魅力を向上させ、人や企業に選ばれるまちをめざすことにより、人口減少に歯どめをかけていきたいと考えています。

議員おただしの定期借地権とは、平成4年に施行された新しい借地借家法に設けられた制度で、土地を貸すときに、あらかじめ決め

た契約期間が満了すると、確実に貸地・借地関係が消滅し、貸主に返還されるというものです。マイホームをこの借地権で取得する場合は、一般定期借地権を設定することになり、その存続期間は50年以上という定めがあります。この定期借地権を利用すると、借主側にとっては、通常より安価でかつ長期間土地を借りられるといった大きなメリットがある反面、借入金の融資先が限定されることや、建物を再築しても借地期間の延長はできないなどのデメリットもあります。

法施行後、民間における定期借地権を活用した住宅取引実績については、平成8年から15年頃までがピークとなっており、ここ数年は非常に低調で推移している状況です。この減少要因の一つは、土地価格の下落にあると考えられ、この制度のメリットを十分享受できないことによるものと推察されます。

一方で、地方自治体において定期借地権を利用した施策が展開されていますが、その多くは、過去に開発した塩漬けの宅地を販売するための一つの手段としており、その結果として、数多くの宅地契約がなされている自治体もあることから、定住促進対策としての効果を確認することができます。

さて、議員ご提案の、他市町村との比較優位を創出する「定期借地権を利用した住宅購入促進策」については、今後、後期基本計画に基づく定住・移住促進対策として、費用対効果や優先度、公平性等に照らし調査研究していきたいと考えますので、ご理解願います。

○議長（石橋英和君）7番 中西君、再質問ありますか。

7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）調査研究していくという、前向きといえば前向きですけども、具体性のないご答弁をありがとうございます。

これは、うまくいくかどうかというのは、

本当に先ほど壇上で申し上げましたように、魅力的な商品設計ができるかどうかにかかっているんです。だから、どこにこれを使って、それをどのように販売をしていくかということなんですけども、壇上で申し上げましたように、これは市のバランスシートはあまり傷めないし、そして、それを例えば中古物件の中でやるとすれば、小さな費用で大きな効果を生むことが、可能性があるのです、ぜひもっと、調査研究じゃなくて、来年度ちょっと試行的に、例えば二、三千万円でも予算を組んでやってみようかというところまで答弁いただきたいけども、それは期待しても無理でしょうから言いませんが、やはり私は思いますのは、どの政策でもそうなんですけど、人口減少対策をするのに、どこのまちも似たり寄ったりの政策をやっている。それではだめなんじゃないでしょうか。これは一つ言えます。

だから、本市は本市で、この住宅衛星都市であるという性格をきちっと認識されて、そ

の魅力を使った政策、しかも市内移住というんですか、市内異動ではなくて、市外から入って、確実に入っていただける政策効果の見える政策というものを、少しでも考えて実施していただきたいなど。私が提案させていただいたのは、その一つの提案でございます。だから、これをあとどうされるか、私は執行者ではございませんので提案だけさせていただきます。後は市のほうで十分に検討されて、いい政策に仕上げただけであれば大変うれしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（石橋英和君）7番 中西君の一般質問は終わりました。